平成２１年（フ）第３８２号
岡山県倉敷市児島稗田町818番地
債務者　藤田　琴江
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３９０号
岡山市北区谷万成１丁目８番10号
債務者　久保　勝正
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４５１号
岡山市北区大内田９番地10
債務者　梶谷ひとみ
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４５７号
岡山市南区新保815番地11
債務者　水野　淳子
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５３６号
横浜市西区中央１丁目25番５号
債務者　近藤　直子
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８４号
静岡県富士市日乃出町60番地　メガーチ日乃出10H号、住民票上の前住所静岡県富士市蓼原815番地の９
債務者　望月　祐希
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月26日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第１０３号
静岡県富士市森島577番地の２　田村アパート102
債務者　新間きみ子（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月26日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第１７号
島根県鹿足郡吉賀町六日市238番地３
債務者　河野　和生
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月３日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２１年（フ）第１８号
島根県鹿足郡吉賀町六日市238番地３
債務者　河野　菊恵
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月３日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２１年（フ）第５９６号
東京都足立区加平２丁目12番６号プチクレール北綾瀬Ｄ―207号室、住民票上の住所東京都江戸川区江戸川３丁目50番地
債務者　目黒　由弘
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月３日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第６２１号
東京都板橋区赤塚２丁目40番４号コーポミハル第二102号室、住民票上の住所埼玉県川口市大字小谷場711番地の７
債務者　金平　壮也
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月３日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第６３８号
東京都東大和市狭山４丁目1397番地の１ルードヴィッヒ203
債務者　三輪　光彦
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３６１号
青森市大字新城字平岡109番地447
債務者　髙橋　千春
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月17日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１１０号
青森県五所川原市字烏森32番地34
債務者　笠井理香子
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月24日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第１２７号
青森県五所川原市大字広田字下り松48番地の１
債務者　鳴海　勝義
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月24日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係